

## 社会福祉法人謙心会第3回評議員会議事録

### 1 開催日時

平成28年12月10日 午後2時00分から午後3時20分まで

### 2 開催場所

栃木県大田原市若草1-1287-1 大田原東地区公民館 会議室

### 3 評議員総数 13人

### 4 出席した評議員の数及び氏名 13人

安藤美代子、吉成仁見、中井本秀、鈴木多喜、井上昌子、佐藤育子、北本弘二  
中村修子、田代敏男、細岡 昇、渡邊 武、河崎眞佐子、溝口喜代美  
監事 木下武夫 室井敏雄

### 6 議題

- (1) 議案第6号 平成28年度事業計画について
- (2) 議案第7号 平成28年度資金収支補正予算(第1号)について
- (3) 議案第8号 定款の変更について
- (4) 議案第9号 評議員選任・解任委員会運営規程の制定について
- (5) 議案第10号 役員等報酬規程の改正について

### 7 議事の経過及び結果

ただ今から、社会福祉法人謙心会の評議員会を開会いたします。

ただ今の出席評議員は、13名でありまして、定款第13条第6項に規定する評議員の過半数を超えておりますので、本日の評議員会は、成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、はじめに安藤理事長からご挨拶をお願いいたします。

安藤理事長から施設建設も着実に進んでおり、皆様には大変お世話になっている旨のお礼を含めた挨拶がある。

次に、議長選出であります。定款第13条第5項の規定によりまして、議長はその都度評議員の互選で定めると規定されておりますが、本日の評議員会の議長につきましては、中井本秀評議員にお願いしたいと思っておりますが、ご賛同いただけますでしょうか。

全員異議なく、中井本秀評議員が議長に選出される。

議長 中井でございます。それでは、しばらくの間、本日の評議員会の議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名評議員の指名につきましては、私から指名することで、ご了承いただきたいと思います。

議事録署名評議員には、河崎眞佐子評議員及び溝口喜代美評議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 次に、経過報告に入ります。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局説明

社会福祉法人謙心会につきましては、平成28年4月11日に大田原市へ事前のチェックのため申請書一式を提出し、正式には、5月26日に大田原市福祉課へ申請書を提出いたしました。

6月28日に法人審査会が開催され、7月1日付けで設立認可が下り、7月4日付けで法人登記が終了しました。

7月23日に第1回、第2回の評議員会及び理事会を開催しまして、定款、事業計画、予算、工事請負契約と借入金関係、さらに理事長及び理事長職務代理者の選任等をご審議いただいております。

評議員会及び理事会での承認が得られましたので、7月25日に特別養護老人ホームにちにちそう新築工事の入札を執行し、マルホ建設(株)が落札をしました。落札金額は、448,740千円であります。その後確認申請が8月23日に下りまして、8月25日から工事に着手しました。現在順調に工事は進んでおります。敷地の奥の方から1工区、2工区、3工区の順に建築をしております。現在1工区は、屋根が修了し、内部の造作に取り掛かり、第2工区も屋根が終了して内部の造作に入っており、第3工区も建て方に着手しました。

国庫補助金関係につきましては、まず、施設整備分は、8月10日に申請をして、8月24日に交付決定通知があり、開設準備分は、9月28日に申請をして、10月7日付けで交付決定通知がありました。国庫補助金関係につきましても、滞りなく進んでおります。

介護保険事業につきましては、9月30日までNPO法人で事業を実施し、10月1日からは社会福祉法人に移行して事業を実施しています。介護保険の事業所の指定申請手続きに関しましても、事業所間の連携を図り、無事手続きが完了しております。

独立行政法人 福祉医療機構からの借入れにつきましては、10月18日付けで貸付内定通知書が届いております。借入れの準備も完了しております。

いま、社会福祉法人の制度改革が行われており、その一環として評議員制度が今ま

での諮問機関から議決機関になり、法人の重要な事項の審議をすることになりますことや、評議員選任・解任委員会を設置しなければならないこと、役員等の報酬規程の変更等も必要になりますので、それらの審議と補正予算等の審議をいただくために本日の評議員会及び理事会の開催となりました。

年末から年始そして3月まで 慌ただしく過ぎていくことと思いますが、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

議長 経過報告につきまして、皆様、質疑、意見等がありましたら  
お願いします。

.....

経過報告を終わります。

議長 次に、議事に入ります。

議案第6号 平成28年度事業計画を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

別紙資料に基づき各事業の所長が説明

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木多喜評議員 各事業所を利用している方は、どのくらいいますか。

各所長が答弁 デイサービス 定員20名で月430名の利用

ケアプランの作成件数 月に50人分 グループホーム 9名定員

もとまち 29名定員 23名登録 かじや 29名定員 29名登録

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第6号については、原案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第6号 平成28年度事業計画については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議長 次に、議案第7号 平成28年度資金収支補正予算(第1号)

提案理由の説明をお願いいたします。

事務局説明

補正予算(第1号)につきましては、事業区分、拠点区分及びサービス区分毎に作成し、資料として提出しましたが、わかりづらいので、補正予算(第1号)の概要としてまとめた資料を予算資料の1枚目につけておりますので、そちらで説明いたしますのでご覧ください。

まず、左側に予算科目、次に当初予算と補正予算の区分、次に、各サービス区分の合計額が、次に各サービス区分毎の予算が本部から居宅支援まで列挙しております。

それでは、3行目の事業活動収入計は当初予算と同額であります。

事業費支出の行ですが、合計の欄で下になります(ぬりつぶしてある行を中心に説明します。)1,300千円の補正額となっております。その内訳としまして、教養娯楽費にデイサービス、富士見にありますグルーホーム、小規模多機能施設の加治屋と元町にユニット費として7万円と8万円を予算措置しました。ユニット費は、それぞれの事業所に月当たり、主任に約8千円、所長に5千円を支給し、職員で相談して利用者のため又は職場環境の改善のために使用するお金であります。用途については、制限がありませんが、職員が相談して決めていくことがポイントになっております。

次に、消耗器具備品費に1,000千円を計上し、内訳で特養に800千円、ショートステイに200千円を計上しましたが、新しく建築します特養とショートの台所用品であるとか各ユニットの食器類等の消耗品等の購入費用であります。

次に、事務費支出に640千円を計上いたしました。その内訳であります。旅費交通費支出として特養に100千円を計上いたしました。ユニットリーダー研修に3人派遣するための費用であります。ユニットリーダー研修を修了した者が2名おりませんと来年4月からの特別養護老人ホームが開設できません。安全を見て3名養成する考えであります。

研修研究費に260千円を計上しており、特養に先ほど説明したユニットリーダー研修のテキスト代として200千円を居宅支援に主任ケアマネジャーを取得するためのテキスト代等60千円を計上しました。

業務委託費に加治屋と元町に80千円と200千円を計上しましたが、NPO法人時代は、株式会社TMCに給料計算等を委託しておりましたが、社会福祉法人になってからは、委託から自前で給料計算等を実施しております。引き続き情報提供や諸々のアドバイスも必要になると判断しTMCに対してコンサルタント経費として計上しております。

事業活動支出計及び事業活動資金収支差額は記載の通りであります。

次に施設整備等寄附金収入であります。少しわかりづらいのですが、補正予算の欄の合計が20,000千円計上しております。当初予算の37,000千円をあわせると57,000千円の計上となります。

施設整備等寄附金収入の個人をご覧ください。当初予算で本部に22,000千円を計上しましたが、補正予算で20,000千円を減額して、減額した20,000千円を特養へ19,500千円をショートステイへ500千円を振り替えました。寄附金収入の個人の総額は変更ありません。

次に、施設整備等寄附金収入NPO分ですが、10月7日に20,000千円の寄附がありましたので、受入っておりますので、20,000千円の補正予算を措置し、特養へ18,000千円、本部を2,000千円を計上いたしました。施設整備等寄附金収入の個人とNPO分あわせたものが、個人の上の行の施設整備等寄附金収入となります。

以上が補正予算の概要であります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

渡邊武評議員 補正予算の概要の資料で縦計があいませんが、なぜですか。

事務局 予算書の抜粋でありますので、縦計はあいませんが、添付資料のサービス区分の資料を参考にご覧ください。

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第7号については、原案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第7号 平成28年度資金収支補正予算(第1号)については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議長 次に議案第8号 定款の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

それでは、定款の変更につきまして、ご説明いたします。

大幅な変更であるため、部分の変更ではなく、全部変更となりますのでご了承下さい。ただし 同じ条文もかなりありますので、重要な変更部分を中心に説明させていただきます。

第1条、第2条は変更ありません、第3条第1項は変更なく、第2項が新たに加わりまして、独居高齢者等に対して無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供すると定めております。

第4条は変更ありません。第5条は評議員の定数を定めており、7名以上11名以内と定め、第6条では、評議員選任・解任委員会の設置規定と委員会は5名で構成し、評議員の推薦及び解任の提案は理事会が行うと定め、決議は外部委員が2名以上出席し、1名以上が賛成することを要すると定めております。

第7条は評議員の任期を定め、4年以内に終了する会計年度のうち最終の定時評議員会までと定めております。定時評議員会は6月に開催する予定であります。

新しい定款は、4月1日から施行されますので、現評議員の皆様の任期は、平成29年3月31日までとなります。4月1日から、評議員選任・解任委員会によって、選任された評議員の任期がスタートすることになります。

短い期間ではありましたが、そのようなわけありますので、3月までの任期となります。現評議員の皆様の中で再度選任された方は、よろしく願い申し上げます。

第8条は評議員の報酬を定めており、役員等報酬規程で詳細説明をいたします。

第9条から15条までは、評議員会に関する規定であります。

第10条は権限を定めておりまして、いままでは意見を聴く諮問機関でありましたが、次の事項を決議すると規定されており、議決機関と位置づけられております。

理事・監事の選任解任、報酬等の額、第4号の計算書類は決算関係の書類の承認であります。第1号から第9号まで定められております。

次に第4章であります。役員及び職員を定めております。

第16条は役員の数数を定めており、理事は6名以上8名以内監事は2名以内と定めており、業務執行理事を選任することができるかと規定されておりますが、謙心会では当分の間、業務執行理事を設置する考えはありません。

第18条は、理事の職務及び権限が定められておりまして、第3項では、毎会計年度4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないと定められております。

第20条は、役員任期で、選任後2以内の定時評議員会の終結の時までで、再任を妨げないと規定しております。

第21条は、役員解任を、第22条は、役員報酬等を、第23条は職員等を定めております。

現理事及び監事の任期は、平成29年6月に開催されます定時評議員会までとなります。

第5章は理事会で第24条から第30条まで定められております。

第25条は権限を定めており、第1号で法人の業務執行の決定、第2号で理事の職務の執行の監督、第3号で理事長及び業務執行理事の選定及び解職を定めております。

第29条第2項をごらんください。一部修正がございます。第2項の出だしの「当該理事会に」と理事長の「長」を消してください。第2項は出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。と修正します。

後の規定は従来の定款の規定とあまり変更ありません。

第6章は資産及び会計を第31条から第37条まで定めております。

第34条の事業計画及び収支予算につきましては、新たな条項として加わり、事業計画、収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならないと定め、第2項で当該事業年度が終了するまで、備え置き、一般の閲覧に供すると定めるものであります。

その他の条文は、大きな変更はありません。

第7章の公益を目的とする事業につきましては、今までの定款と変更ありません。

第8章の解散、第9章の定款の変更、第10章の公告の方法その他につきましては、ほとんど変更がありません。

定款の変更についての今後の予定であります。本日の会議が終了した後、大田

原市に定款の変更認可の手続きをすることになります。市の方から字句等の一部変更の指導があるかもしれませんが、その後の処理につきましては、理事長にご一任くださるようお願い申し上げます。

なお、定款の変更に伴い、社会福祉法人謙心会の規則、規程等の改正が必要になってきますが、3月に開催予定の理事会にまとめて改正規程等を提出いたしますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

以上で定款の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

何か、ご質問があればお願いしたいと思います。

北本弘二評議員 定款の施行日は書いてありませんが、いつですか。

事務局 定款に施行日はかいてありませんが、大田原市からの認可があった日からとなります。

中井本秀評議員 評議員の任期はいつまでですか。

事務局 4回目の定時評議員会の終結の時までとなります。

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第8号については、原案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第8号 定款の変更については、原案のとおり同意することに決定いたします。

議長 議案第9号 評議員選任・解任委員会運営規程の制定を議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

この規程は、社会福祉法人の制度改革として評議員会を議決機関としたため、評議員の選任及び解任等について、その手続等を明確にするために運営規程を制定するものであります。

第1条は目的を第2条は委員の構成を定めており、定款で説明した内容であります。

第3条は委員の任期を定めており、定款の評議員と同じ任期になっております。

第4条は委員の解任を第5条は委員の報酬を定めておりますが、この後の報酬規程で説明させていただきます。

第6条は招集を第7条は招集通知を第8条は委員長を規定しております。

第9条は評議員の選任を定めており、理事会で議決した評議員候補者推薦書を提出して、それを説明して審議していただくこととなります。

第10条は評議員の解任を第11条は決議を第12条は議事録を作成する旨定め、第

13条が委任規定、第14条は改廃について定めております。

以上で説明を終わります。

説明の途中で資料に不備があり、内容の差し替えのため暫時休憩となる。

再度資料をコピーし評議員に配布し、議事再開となる。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問があればお願いしたいと思います。

鈴木多喜評議員 この規定の施行日はいつですか。

事務局 平成28年12月11日からとなります。

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第9号については、原案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第9号 評議員選任・解任委員会運営規程の制定につきましては、原案のとおり同意することに決定いたします。

議長 次に、議案第10号 役員等報酬規程の改正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局説明)

役員等報酬規程は、全面的な改正であります。この規定の改正も社会福祉法人の制度改革の一環としての改正であります。

第1条は目的を定めております。第2条は報酬等の支給について定めており、常勤役員には、報酬及び退職手当は支給するが、賞与は支給しない旨規定しております。

第3条は常勤役員等の報酬等の算定方法を第4条は非常勤役員等の報酬等の算定方法を定めております。

第5条は当法人職員給与との併給を定めており、職員に役員報酬は支給しないと規定しております。

第6条は報酬等支払方法を第7条は報酬等の日割り計算を第8条は端数の処理を定めております

第9条は公表を第10条は改廃を第11条は委任規定を定めております

次の別表をご覧ください。

別表1は理事長の報酬月額を850千円と定め、別表2では、評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員の報酬を日額5,568円と定めるものであります。5,568円に報酬等に係る所得税率10.21%を掛けますと、支給額が5千円になるよう設定しております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何か、ご質問が



あればお願いしたいと思います。

鈴木多喜評議員 報酬の源泉税は確定申告すれば戻ることになりますか。

事務局 確定申告すれば、戻ることになるかもしれません。

中井本秀評議員 評議員選任・解任委員会のメンバーはどうなりますか。

事務局 監事さんから1名 職員は事務長を、外部委員は、区長会長、公民館長、大田原西部の民生委員から選任したいと思います。

議長 他に質問もないようでありますので、お諮りいたします。

議案第10号については、原案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号 役員等報酬規程の改正は原案のとおり同意することに決定いたします。

議長 以上で、本日本日予定した議事は、すべて終了いたしました。次に、その他に移りますが、皆さんから何かございましたら、  
お願いしたいと思います。

.....

それでは、事務局からお願いします。

#### 事務局説明

##### 特定非営利活動法人にちにちそうの解散について

平成28年5月24日に理事会、5月27日に総会を開催し、平成28年度の事業計画及び予算等の承認を得る一方、NPO法人の解散についても了承を得ました。なお、会員全員から解散と残余財産を社会福祉法人謙心会に引継ぐことについても同意をいただきました。そのような経過を経て平成28年11月25日に解散理事会及び解散総会を開催しました。

理事会、総会において、法人の解散、清算人に安藤美代子さんを残余財産は社会福祉法人謙心会に譲渡することを決定しました。

解散登記が12月 日に終了し、12月7日の官報へ掲載し、大田原市への解散届も提出しましたので、解散関係については、順調に進んでおります。平成28年度中にはすべての解散関係の業務を終了したいと考えております。

##### 備品等の入札結果について

11月30日には、新しい施設に入れます備品関係の入札を執行いたしました。実際に備品が施設内に設置されますのは、本体の工事の工期が来年の3月10日でありますから、備品は、3月13日の週に納品されることとなります。

入札の結果であります、

介護用品購入は (株)まつや薬局が2,238,896円で落札

介護用ベットは同じく (株)まつや薬局が7,020,000円で落札

家具は 株)たぐちやが1,458,000円で落札  
特殊浴槽は 株)ライズが3,564,000円で落札  
事務用品は 有)新世界すずきが2,354,400円で落札  
電気製品は 株)コジマが2,699,816円で落札いたしました。  
12月19日に軽自動車とパソコンの入札を予定しております。  
今までの、落札額の合計は19,335,112円になります。

入所検討委員会の結果について

新しい特養への入所申込が30件近くになりましたので、11月28日に第1回の入所検討委員会を開催しました。

検討委員会の委員には、市の高齢者幸福課の職員1名 民生委員2名それに謙心会の職員9名の12名の委員と理事長にも参加していただきまして開催しました。

慎重に審議し24名の方の順位が決定しました。

今月から各家庭等を訪問しまして、入居者の実態を調査する予定であります。なお、来年の1月下旬に第2回の入所検討委員会を開催する予定であります。まだ29名の定員まで達しておりませんので、これからも多くの申込みがあるものと見込んでおります。

議長 事務局から説明がありましたが、何かご質問ございますか。

.....

議長 それでは、これもちまして議長の大役を退席させていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉会 (午後3時20分)


以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成28年12月16日

議長

中井本秀 

議事録署名人

溝口喜代美 

議事録署名人

河崎真生子 